

大規模災害時廃棄物対策北海道連絡会設置要綱

平成26年10月27日

1 連絡会の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災では、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれによる津波に伴い、広域にわたり膨大な災害廃棄物が発生するとともに津波堆積物が生じてこれまでにない取組が求められた。

今後、高い確率で発生の可能性が指摘されている南海トラフ巨大地震及び首都直下地震においては、東日本大震災で発生した災害廃棄物をはるかに超える量が発生すると予測されるだけでなく、南海トラフ巨大地震では、超広域にわたる強い揺れと巨大な津波が発生し、その被害はこれまで想定されてきた災害とは全く様相が異なるものになると想定されている。また、首都直下地震では、我が国の政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している首都圏に甚大な被害をもたらすおそれがあり、我が国全体の国民生活や経済活動に大きな支障が生じるほか、海外にも多大な影響を及ぼすことが想定されている。

そのため、環境省では、平成25年度に「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を設置し、仮設焼却施設の必要規模や災害廃棄物の広域連携の必要性の検討を行い基礎的な情報の整備を進めるとともに、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を中間的に取りまとめた。

このような状況の中、北海道地方環境事務所（以下「環境事務所」という。）では、北海道内の関係機関、研究機関等の参加を求め、発災時の広域的な廃棄物処理の在り方に関する情報共有、環境省として策定を求める可能性のある「巨大災害発生時における災害廃棄物対策」に必要となる基本情報の絞り込み等を行うことを目的に「大規模災害時廃棄物対策北海道連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の構成

連絡会は、別紙の機関で構成する。

また、連絡会参加者の過半数以上の賛同がある場合には、その他の機関を連絡会に加えることができる。

3 連絡会のオブザーバー

東北地方災害廃棄物連絡会、環境省関係部局、北海道総合振興局等の道の機関、廃棄物処理事業組合等の機関をオブザーバーとすることができる。

4 連絡会の事務局

連絡会の事務局は、環境事務所環境対策課に置く。

事務局は、連絡会の進行、連絡会の庶務及びその他連絡会の運営に必要な一切の事務を行う。

5 その他

本連絡会は、座長は指名せず、事務局が進行役を務めるものとする。

構 成 機 関 の 名 称
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
札幌市環境局環境事業部企画課
札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課
函館市環境部環境推進課
旭川市環境部環境指導課
釧路市市民環境部環境事業課
苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室清掃事業課
積丹町住民福祉課
北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門・環境管理工学分野循環計画システム研究室
公益社団法人北海道産業廃棄物協会
国土交通省北海道開発局事業振興部防災課
国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾計画課
環境省北海道地方環境事務所環境対策課

*変更履歴

平成 27 年 2 月 17 日	構成機関に釧路市市民環境部環境事業課、苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室清掃事業課、積丹町住民福祉課を追加。
平成 27 年 9 月 29 日	構成機関に札幌市環境局環境事業部企画課、国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾計画課を追加
平成 27 年 11 月 18 日	大規模災害時廃棄物対策北海道協議会設置要綱の施行に伴い、本連絡会設置要綱を廃止